

震災等による危険物の仮貯蔵又は仮取扱い等の安全対策及び申請、承認、手数料に関する取扱いについて

平成 29 年 2 月 9 日 制定

平成 30 年 3 月 22 日 改正

令和 5 年 9 月 7 日 改正

1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等によりガソリン等の燃料不足が発生しました。

このことからドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いた給油、注油や危険物施設以外の場所で一時的な危険物の貯蔵など平常時とは異なる対応が必要となり、消防法第 10 条第 1 項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵、仮取扱いが多数行われました。

このため下北管内において大規模な地震等が発生した場合には、東日本大震災と同様の状況となるおそれがあることから「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号）で示された「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の留意事項等を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの安全対策の指導並びに承認申請が円滑かつ適切に行われることを目的とし本取扱いを定めるものです。

2 事業者等への指導

震災時等に危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請を行うことが予想される事業者等（以下「事業者等」という。）への指導及び事務処理は以下のとおりとする。

(1) 事前協議等

震災時等の被災状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯

蔵・取扱所を含む。)での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを行う場合は、その形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に消防本部予防課危険物係と協議(以下「事前協議」という。)したうえで震災時等の危険物仮貯蔵又は仮取扱い実施計画書(様式第1号。以下「実施計画書」という。)を作成し、消防本部へ2部届出するよう指導すること。なお、届出の1部は内容を精査後、届出者に返戻すること。

また、安全対策についてはガイドライン中、第1及び第2に基づき指導すること。

(2) 実施計画書の作成に係る留意事項

ア 実施計画書には、案内図、危険物の仮貯蔵又は仮取扱い実施予定場所の構造図、敷地見取り図、貯蔵する容器及び給油又は注油設備の仕様書等を添付すること。

イ 実施計画書の作成

実施計画書は別紙①から⑤の例により作成させること。

震災時等に想定される危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの例

- ① 車両・重機等への移動タンク貯蔵所、ドラム缶等からの給油
- ② 変圧器の補修、点検に係る内部の絶縁油の抜き取り等
- ③ ドラム缶等の運搬容器による燃料の貯蔵等
- ④ 救援物資等の集積場所における危険物の貯蔵等
- ⑤ 航空機等への燃料給油

(3) 実施計画書の保管等

実施計画書が届出された場合は震災時等の危険物仮貯蔵又は仮取扱い実施計画届出処理簿(様式第2号。以下「処理簿」という。)に所定の事項を記載するとともに、震災時、適切に対応できるよう実施計画書、処理簿を専用のファイルに編さんし保管すること。

(4) 事務処理

事業者等との事前協議、実施計画書の受理、保管等の事務処理につ

いては、消防本部予防課危険物係が担当すること。

3 震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請の手続き

(1) 震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請の手続きの適用

震災等により下北管内の広範囲が甚大な被害を受け、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はこれと同等以上の被害であると消防長が認めた場合とする。

(2) 電話等による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請等は次による。

ア 電話等による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請

実施計画書を事前に届出した事業者等からの危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請については電話等によることができること。

イ 電話等による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認

アの内容と実施計画書の内容とを照合し、相違がないことが確認された場合は速やかに口頭により承認すること。

ウ 現場調査の実施

口頭による承認後は現場調査をできる限り速やかに実施し、安全確認及び必要に応じて安全対策等を指導すること。

エ 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請の提出等

電話等により承認を受けた事業者等の来庁が可能となった場合、速やかに下北地域広域行政事務組合危険物の規制に関する規則（昭和63年下北地域広域行政事務組合規則第3号）第2条に基づく仮貯蔵又は仮取扱いの申請（以下「申請」という。）をさせ、同条第2項に規定する承認書を交付すること。

オ 震災時等の危険物の仮貯蔵又は仮取扱い処理経過の記載

アからエまでの経過等を処理簿に記載すること。

4 実施計画書を事前に届出していない場合の対応

(1) 実施計画書を事前に届出していない事業者等からの電話等による申請

原則として申請をさせることとするが、被災状況等からその申請が困難である場合は次による。

ア 電話等による指導

事業者等に対し、安全対策の徹底と申請を指導すること。

イ 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認

申請がなされた時点で内容を審査し、安全が確保されると認められる場合は速やかに口頭による承認を行い、さらに現場調査を実施すること。また、その期間後においても承認書を交付すること。

(2) 消防長の承認を受けていない危険物の貯蔵又は取扱いを覚知した場合は次による。

ア 速やかに現場調査及び安全対策の指導を行い、安全が確保されると認められる場合は申請を指導すること。

イ 申請がなされた時点で内容を審査し、口頭による承認を行い、その期間後においても承認書を交付すること。

5 危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵又は取扱い等

(1) 設備等が故障した場合に備えて、予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器を活用する場合は次による。

ア 許可内容への内包

代替手段として用いる設備等についても、消防法第11条第1項により事前に許可する内容に含めておくこと。

危険物施設における許可内容への内包の例

- ① 給油取扱所での非常用発電機等の使用
- ② 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプ等の使用

イ 予防規程への記載等

発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵、取扱い手順、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項等について事前に予防規程の規定を変更し認可を受けること。

(2) 震災時等で臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが危険物施設の許可外である場合又は利用方法が全く異なる設備等を利用する場合は次による。

ア 申請等が必要な場合

前記 3 及び 4 により指導すること。

申請等が必要な例

- ① 地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り及びドラム缶等による貯蔵等
- ② 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜取りや屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

イ 危険物施設の位置、構造及び設備の変更を伴う場合

消防法第 11 条第 1 項により変更すること。

6 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵又は取扱いについて

震災時等に指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵又は取扱いがある場合は下北地域広域行政事務組合火災予防条例（昭和 47 年下北地域広域行政事務組合条例第 15 号。以下「条例」という。）に基づき指導し、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の貯蔵又は取扱いがある場合は条例第 54 条に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出等（以下「届出書」という。）をさせること。

なお、震災時等に指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いを行うことが予想される事業者等への指導及び事務処理は以下のとおりとする。

(1) 事前協議等

震災時等の被災状況により臨時的な指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いを行う場合は、その形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に管轄する消防署、消防分署（以下「消防署等」という。）と事前協議したうえで震災時等の少量危険物貯蔵又は取扱い実施計画書（様式第 3 号。以下「少危実施計画書」という。）を作成し、消防署等へ 2 部届出するよう指導すること。なお、届出の 1 部は内容を精査後、届出者に返戻すること。

また、安全対策についてはガイドライン中、第1及び第2に基づき指導すること。

(2) 少危実施計画書の作成に係る留意事項

ア 少危実施計画書には、案内図、少量危険物の貯蔵、取扱い実施予定場所の構造図、敷地見取り図、貯蔵する容器及び給油又は注油設備の仕様書等を添付すること。

イ 少危実施計画書の作成

少危実施計画書は別紙⑥及び⑦の例により作成させること。また、添付図面は別紙①から⑤を参考とすること。

震災時等に想定される指定数量の5分の1以上

指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの例

⑥ ドラム缶等の運搬容器による燃料の貯蔵等

⑦ 移動電源車等への給油

(3) 少危実施計画書の保管等

少危実施計画書が届出された場合は震災時等の少量危険物貯蔵又は取扱い実施計画書届出処理簿（様式第4号。以下「少危処理簿」という。）に所定の事項を記載するとともに、震災時、適切に対応できるよう少危実施計画書、少危処理簿を専用のファイルに編さんし保管すること。

(4) 事務処理

事業者等との事前協議、少危実施計画書の受理、保管等の事務処理については、消防署等が担当すること。

(5) 電話等による少量危険物の貯蔵、取扱い開始等は次による。

ア 電話等による少量危険物の貯蔵、取扱い開始の連絡

少危実施計画書を事前に届出した事業者等から貯蔵、取扱いの開始については電話等によることができること。

イ 電話等による貯蔵、取扱いの開始の承認

アの内容と少危実施計画書の内容とを照合し、相違がないことが確認された場合は速やかに口頭により承認すること。

ウ 現場調査の実施

口頭による承認後は現場調査をできる限り速やかに実施し、安全確認及び必要に応じて安全対策等を指導すること。

エ 届出書の提出

電話等により承認を受けた事業者等の来庁が可能となった場合、速やかに当該届出をさせ副本を返戻すること。

オ 震災時等の少量危険物の貯蔵、取扱い処理経過の記載

アからエまでの経過等を少危処理簿に記載すること。

7 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの繰り返し承認

- (1) 震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの繰り返し承認が行われる場合は消防長が特に必要と認める場合とし、次の事項に留意すること。

ア 申請者に再度、申請を行わせること。

イ 安全確保のための定期的な現場調査を行うこと。承認期間内であっても、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。

8 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請に係る手数料の減免措置等

震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請に係る手数料は、被災状況等を踏まえ、下北地域広域行政事務組合手数料条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第33号）第3条第3項第4号に定めるその他管理者が特別の事由があると認めるものとして減免措置の適用が考えられることから、「震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請に係る手数料の減免に関する要綱」（令和5年下北地域広域行政事務組合訓令甲第8号。以下「要綱」という。）に基づき、次の事項に留意し処理する。

- (1) 危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料減免申請書の提出

申請に併せて要綱第3条第1項に規定する危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料減免申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出する

ように指導すること。

(2) 危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料の減免承認又は不承認

危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料の減免承認又は不承認は要綱第3条第2項に規定する危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料減免承認・不承認決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申請者に通知すること。

(3) 危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料減免措置の処理経過の記載

申請書の受理及び通知書の交付についての処理経過は要綱第3条第3項に規定する危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料減免申請処理簿（様式第3号）に所定の事項を記載し、申請書とともに専用のファイルに編さんして保管すること。